

銀行監督機関と金融政策当局¹⁾

小 村 衆 統

(受付 1998年11月16日)

[1] 銀行監督機能²⁾

近年、主要国において金融自由化の急速な進展につれて、銀行システム安定化方策は個別銀行の安全性確保を主眼とした事前的な競争制限規制から個別銀行の健全性維持を重視する「健全経営規制」、ことに事前的なバランスシート規制（代表的には、自己資本比率規制）に重点が移ってきた。

他方、個別銀行の破綻が銀行システム全体の混乱・破綻にまで伝播することを防止するため、また預金者を保護するための「セーフティネット」として、従来から主に「中央銀行の最後の貸し手機能」と「預金保険機構」が存在するが、最近はこれらセーフティネットによる個別銀行および銀行監督当局のモラルハザードの弊害が強く認識されるようになってきたため、セーフティネットの改善（アメリカでの「可変的預金保険料率制」の実施はその顕著な1例）が進められている。それと共に、個別銀行の健全性の維持・促進策として、監督当局によるルールに基づく「早期是正措置」と「市場規律」の作用を重視するようになっていく。これらが有効であるためには、個別銀行の経営・財務状況の正確な情報開示（ディスクロージャー）が不可欠である。

したがって今日、早期是正措置および情報開示等のルールを含む健全経営規制を個別銀行が遵守しているか否かの監視が、重要な銀行監督機能となってきており、またこれらとの関係でも監督機関の個別銀行に対する検査・モニタリングはますます重要な役割となっている。さらに、個別銀行の破綻処理に際して公的資金投入等の社会的コストを最小限に抑えるという観点から、セーフティネットの制度およびその運営方法を改善してゆくことも銀行監督当局にとって常に重要な課題であろう。

近年、各国における金融の規制緩和および金融のグローバル化の進展につれて、銀行危機したがって銀行システムの健全性および銀行監督が再び今日の問題となっている。そして銀

1) 本稿は、1998年10月31日、於神戸大学経済経営研究所、金融研究会（代表幹事 石垣健一 神戸大学経済経営研究所教授）における報告原稿を修正・拡張したものである。当日、出席の方々から受けた質問・コメントは、本稿作成の際、大変参考になりました。ここに謝意を表します。

2) Gardener, E. P. M., (1992).

行システムの健全性維持のために銀行救済・銀行破綻処理に公的資金を投入するケースが増大してきていることもあって、銀行監督機構はどのようなべきか・銀行監督責任は誰にあるのかについて、議論がなされるようになってきている。世界的に見て、一般的・伝統的には銀行監督機能を中央銀行が有している国の方がはるかに多いが、中央銀行および政府から独立した銀行監督機関を設置している国もかなりあり、また折衷ないし混合形態を取っている国もある。本稿の目的は、以上のような銀行監督機能と中央銀行の金融政策機能の両方を、1つの機関（ないし当局）の責任で行なう場合とそれぞれ分離・独立した機関（ないし当局）で行なう場合の各々についてメリット・デメリットを検討すると共に、各国の状況を概観することによって、どちらが有効かを考察することにある。

[2] 銀行監督と金融政策との関係³⁾

金融政策の主要な目的は、通貨価値の国内及び対外価値の安定性の維持であり、銀行監督の主な目的は、銀行システムの安全性および健全性である。

しかし金融政策当局は、つぎのような理由で、銀行システムの安全性および健全性について関心を持つはずである。

(1) 銀行の不健全化は、金融政策の基本的な役割を担っているところの決済システムを不安定化させる。銀行の流動性あるいはソルベンシー問題は、個別銀行の決済の破綻が波及するのを防ぐために中央銀行信用の大きな増加を引き起こす。

(2) 不健全な銀行システム、殊に不良貸出債権が高い比率を占めているときには、金融政策のシグナルの伝達を歪める。

(3) 不健全な銀行システムは資金の配分を歪める。たとえば、延滞貸出債権の増加やリファイナンスは新たな借手への信用供与を制約する。

(4) 銀行監督・規制が不適切であり、預金保険制度がイージーに運営されていると、銀行のモラル・ハザードが生じ、金融政策のコストを高める。

他方、銀行監督当局も、つぎのような理由で、金融政策の運営による通貨価値の安定に対し関心を持つはずである。

(1) 金融のマクロ政策が頻繁に、また矛盾した変更がなされたり金融環境が非常に不安定であると、潜在的な銀行破綻が増加する。

(2) 高いインフレ率や変動の大きなインフレは、銀行の信用供与の決定に対し誤ったシグナルを与え、資金のミスアロケーションを引き起こす。

(3) 実質金利や為替レートのようなマクロ変数の重要なミスアライメントは、実体部門の

3) Tuya, J. and L. Zamalloa, (1994). Litan, R. E. (1997).

金融負担を増加させ、デフォルト・リスクを高める。

[3] 結合論⁴⁾

ここでは、銀行監督機能を金融政策機能と共に中央銀行の権限内に置くことを主張する説を「結合論」と呼んでおく。

(1) 通貨価値の安定と銀行システムの安定は密接に関係している。そしてこの関係は同じ方向に変化するといえる。銀行システムは金融政策の波及において主要なチャンネルであり、それゆえ銀行システムがうまく機能していないと、金融政策の効果は減じられる。他方、銀行システムが適切に機能するためには、マクロ的な金融状況の安定（物価の安定、金利・為替レートの相対的な安定等）が必要である。すなわち、金融政策機能と銀行監督機能とは補完関係にある。

(2) 決済システムはシステミック・リスクの基幹的チャンネルである。決済システムにおいて中央銀行は中核的役割を果たしており、決済システムの安定には銀行の健全性が不可欠である。したがって、決済システムにおいて中央銀行と個別銀行とは密接な関係にあり、中央銀行は個別銀行の財務状況等の情報を詳細に把握しうる。

ネット決済方式の場合、中央銀行預金勘定で最終決済がなされるまでの時間は信用残が存在しているから信用リスクがあるが、リアルタイム・グロス決済方式が支配的となれば、信用リスクは大幅に減少するから、中央銀行の役割は低下するという見方がある。しかし、リアルタイム・グロス決済方式の場合には、より多額の流動性準備が必要となる。したがって、流動性リスクの発生の可能性が増す。それを低下させるために当座貸越契約や担保・引当を付加したとしても、新たな信用リスクを伴うことになる。

(3) 銀行の流動性リスクはシステミック・リスクの重要な起因となる可能性がある。中央銀行は「最後の貸し手」として銀行の一時的流動性不足やソルベンシー問題に対処することができる。

(4) 中央銀行が銀行監督機能を持っている場合は、個別銀行についてより詳細なデータを持つことになり、中央銀行は金融政策の銀行産業に与える効果が測りやすくなる。

(5) 金融政策は銀行の経営・財務状況に影響を与え、それが銀行監督の要望に反することがある。したがって、それらのバランスを取ることが必要になることがしばしば起こる。そのような時、中央銀行内に銀行監督機能があれば、2つの機能を調整しやすい。殊に国際金

4) [3] 節および [4] 節については、次の文献を参照。

Duquesne, P., (1997). Goodhart, C. and D. Schoemaker, (1993).

Guitan, M., (1997). Tuya, J. and L. Zamalloa, (1994). 三木谷良一 (1997)

融問題では銀行監督問題と金融政策問題とが重なるだけでなく、しばしば対立する。しかも国際間の調整が必要となる。各国の中央銀行は会合だけでなく、オンライン等を通じてもしばしばコンタクトしており、また BIS 等国際的な監督当局ともコンタクトしている。

(6) 銀行監督当局は政治的圧力から隔離されていなければならない。監督機能を中央銀行内におけば、相対的にはそれを実現しやすい。殊に、国家予算の圧力を回避する必要がある。この点は銀行閉鎖処理コストに関して重要である。この点に関して、中央銀行による監督機能兼務の場合の方が、民間銀行自体のファイナンスが相対的に多く、公的ファイナンスは少なく、殊に政府資金の直接投入は相対的に少ないという研究がある。但し、サンプル数が少ないので信頼性は高くないと指摘されている (Goodhart and Shcenmaker (1993) pp. 370-371)。伝統があるため、中央銀行の独立性の方が相対的に保持しやすい。

(7) 多くの国で金融行政に関する有能な人材は中央銀行内に比較的多い。ただし、中央銀行内で銀行監督部局と金融政策部局のそれぞれの責任を慎重に区別し、明確なルールに従ってそれぞれの機能が果たされるようにしなければならない。銀行監督部局の準独立化は一つの方法である。

(8) 中央銀行は支店等地方のネットワークを形成しているので、地方の銀行の監督に関してそれを利用することができる。

[4] 分 離 論

ここでは、銀行監督機能を果す当局を中央銀行からも政府からも独立した機関とすることを主張する説を「分離論」と呼んでおく。

(1) しばしば「利益相反」ないし「目的の対立」問題が発生する。決済システムの安全性を重視する中央銀行の立場では銀行救済にバイアスがかかり、銀行監督の観点では「モラル・ハザード」にバイアスがある。すなわち、潜在的保険とモラル・ハザードとのトレード・オフである。また、金融政策はマクロ的・カウンター・サイクリカルであり、銀行監督はミクロ的・プロ・サイクリカルである。例えば、不況局面では、マクロ金融政策としては緩和政策を採ることが望ましいのに対し、この局面では銀行の自己資本価値が低下するから、銀行の健全性維持を重視する銀行監督のミクロ的観点からは、自己資本比率を維持させるために銀行貸出を抑制させる方が望ましいということになる。他方、景気過熱局面では、マクロ的には金融引締め政策を実施する必要があるのに対し、銀行監督当局として個別銀行の自己資本増加に基づく貸出拡大を殊更抑制させることは必ずしも容易ではない。

したがって、両機能が中央銀行内にあると、金融政策の目的を犠牲にし勝ちになる。また逆に、銀行監督の目的が軽視されたり、犠牲にされたりすることにもなる。殊に、中央銀行

は「最後の貸し手機能」を有するが故に，“too big to fail”「倒産させるには影響が大きすぎるので、救済する」シンドロームを回避することが難しくなる。2つの機能を異なった機関に分離すれば、以上のような「目的の対立」によるディレンマを回避し、チェック・アンド・バランスの作用が働きうる。

(2) 金融規制緩和は銀行と他の金融機関（証券会社、保険会社等）の境界線をあいまいにさせ、また国内・国際面における競争の激化は銀行協会等の共同歩調を困難にさせ、中央銀行のイニシャティブによる銀行相互救済方式（いわゆる「奉加帳方式」）の実施は困難になってきている。さらに、銀行規模の巨大化が進み、銀行救済の必要資金量が中央銀行や銀行グループが提供しうる資金を上回るケースが多くなってきている。したがって、金融機関全体に対する権限と責任を持つ独立した単一の金融監督機関を設置する方が相対的に有効であろう。

(3) マクロ的金融政策の国際協調が重要になる反面、各国において異なった金融システム・銀行システムに応じた銀行監督行政が必要になっている。殊に、ヨーロッパ中央銀行設立の下では、加盟国の銀行監督機関は各中央銀行から独立でなければならないであろう。

(4) 銀行監督当局は銀行ばかりでなく借手企業の財務状況等に関する情報を秘匿しなければならないことがあり、それが監督当局の信頼性保持に必要である。この点で、監督機能に特化した当局の方が、常時ディスクロージャーおよびアカウントビリティを負う中央銀行よりも信頼性を維持しやすい。

(5) 銀行監督機能を中央銀行内に置くことは、中央銀行の透明性や独立性にマイナスの影響を及ぼしやすい。すなわち、銀行破綻やその処理の失敗等は中央銀行の信頼性を傷つけ、また銀行監督・規制は法務当局等政府関係当局と関係することが多いので、中央銀行活動に対して政府関与の口実を与え易い。

(6) 「ナロウバンク」制度の下では、決済システムとの関係でナロウバンクは中央銀行が監督し、その他の金融機関に関してはモラル・ハザードの発生を防止するために独立の金融監督機関が担当する方がよい。

[5] 各国の状況

以下では、まず世界の全般的状況を概観し、次いで主要国（G5）：アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、日本の各国の状況を概観する。これら国のうち、フランス、イギリス、日本は、最近かなり大きな改革を行ったので、先に取り扱う。

[1] 世界の全般的状況

「国際通貨基金 (IMF) 加盟国」に関する1991時点の状況は、Tuya and Zamalloa (1994)によれば、次のようであった (<図表 1 >参照)。

<図表 1 > IMF 加盟国の銀行監督当局

地 域	中央銀行	大 蔵 省	そ の 他
アフリカ	41	0	1
アジア	25	3	2
ヨーロッパ I	21	1	7
ヨーロッパ II	15	0	0
中東	16	0	1
西半球	17	3	14

(出所：Tuya and Zamalloa (1994), p. 665)

<図表 1 >に示されているように、アフリカ、アジアおよびヨーロッパ II (ロシア周辺諸国) の地域では、中央銀行が銀行監督機能を有している国が圧倒的に多い。アジアにおいて日本、韓国等では、主として大蔵省が銀行監督機能を持っていた。西半球では、銀行監督当局が中央銀行内にある国と分離されている国とが同数であり、独立の銀行監督機関を設置している国もかなり多い。その主な国はアメリカ合衆国、カナダであるが、ブラジル、ペルー等南アメリカ諸国が多い。ヨーロッパ I でも、7 カ国で独立の銀行監督機関が設置されている。スウェーデン、デンマーク、ノルウェーの北欧諸国およびドイツ等である⁵⁾。一般的には、金融制度が未整備で金融市場も未発達国では、中央銀行が銀行監督機能を持っており、金融制度・金融市場が発達している国で、独立の銀行監督機関を設置している国が比較的多いといえよう。

[2] フランス⁶⁾

フランスにおける銀行規制・銀行監督の組織は、基本的には「1984年銀行法」によって制定された。そこでは、3委員会が設けられ、それぞれの役割分担が決められた。すなわち、「銀行規制委員会」(Comité de la Réglementation Bancaire: CRB)、「銀行委員会」(Commission Bancaire: CR) および「信用機関委員会」(Comité des Établissements de Crédit: CEC) であり、それぞれの主な役割は、規制の立案、監視、および業務の承認・取り消しである。さらに、フランスの中央銀行である「フランス銀行」(Banque de France) の積極的なサポートを受けて、銀行と顧客の間で起こる問題を検討する2つのアドバイザー的委員会：「国家

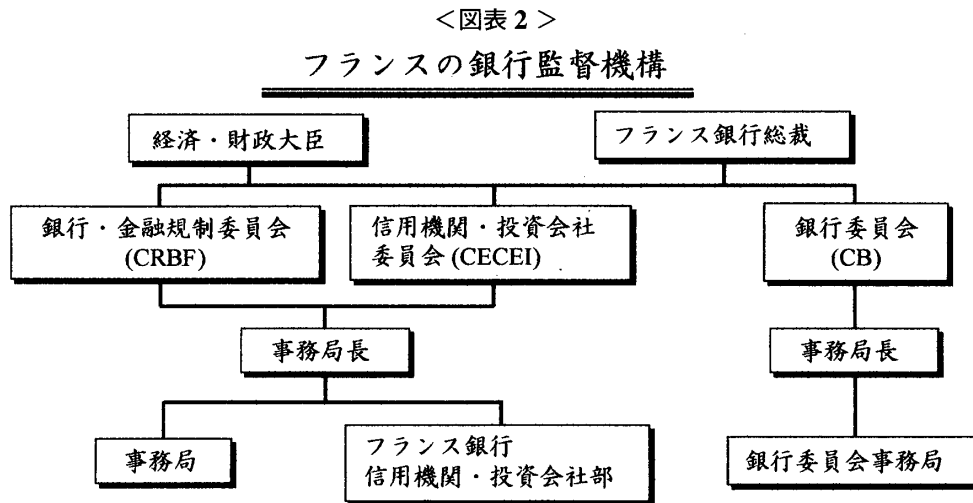
5) Tuya, J. and L. Zamalloa, (1994).

6) Banque de France, (1998). Devoluy, M., (1994). Soussi - Roubi B., (1997).

信用審議会」(CNC),「諮問委員会」(CC)が設けられた。これらの委員会の中で銀行監督の直接的責任は、「銀行委員会」にあった。

その後、「1993年銀行法」において、「フランス銀行」は金融政策の単なる実施機関ではなく、その決定権限をも有する機関としてその独立性が確立され、さらに銀行監督に関しても重要な役割を持つことになった。また、銀行監督体制も整備された。その後、「1996年銀行法」において、監督機関の対象が「投資会社」にまで広げられ、上記2つの委員会、CRBおよびCECの名称はそれぞれ次の様に改正された。「銀行・金融規制委員会」(Comité de Réglementation Bancaire et Financière: CRBF),「信用機関・投資会社委員会」(Comité des Établissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement: CECEI)。また、CNCは「国家信用・証券審議会」(Conseil National du Crédit et du Titre: CNCT)と改正された。ただし、「銀行委員会」(CB)は変更されなかった。

フランスの銀行監督機構の特徴は、3本柱の重層構造になっている点であり(＜図表2＞参照)、また銀行監督の責任機関である「銀行委員会」(CB)とフランス銀行とが極めて密接な関係にある点である。



(出所：Banque de France (1998))

「銀行委員会」は銀行監督実施の主体であり、その管轄下に実務担当の「事務局」を有しており、法的にはフランス銀行および大蔵省から独立している。CBのメンバーは6名であり、フランス銀行総裁またはその代理が委員長で、他に国庫局長またはその代理、国会議員、最高裁判所判事および金融・銀行問題専門家2名(経済・財政大臣(Ministère de L'Économie et des Finances)の任命)が委員である。CBの主な役割は、銀行法・規制の順守・違反の監視、経営・財務状況の検査・モニタリング、経営改善等の勧告、さらに営業停止・管財人

任命・清算・廃業等の決定であり、これらの実務は約40名の事務局員（そのほとんどはフランス銀行からの契約期間付き出向）によって行われる。

「銀行・金融規制委員会」は委員7名であり、委員長は経済・財政大臣またはその代理で、委員にはフランス銀行総裁が含まれるが、他の5名の委員は経済・財政大臣の任命による。実務担当の事務局員はフランス銀行からの出向である。主な役割は、信用機関・投資会社に適用する規則・規制の制定であり、投資会社に関する場合は「資本市場審議会」(Conseil des Marchés Financiers: CMF)あるいは「証券取引委員会」(Commission des Opération de Bourse: COB)に相談することになっている。

「信用機関・投資会社委員会」は委員10名であり、委員長はフランス銀行総裁またはその代理で、委員には国庫局長またはその代理、資本市場審議会会長、証券取引委員会委員長が含まれ、他の6名は経済・財政大臣の任命による。主な役割は、制定された規則にもとずき信用機関・投資会社（資産管理会社を除く）の営業認可・取り消しの決定を行うことである。申請受付・検討等事務処理はフランス銀行の信用機関・投資会社部が担当している。

以上3委員会は、銀行監督の3つの機能：実施、規則の立案・決定、許認可・取り消しを分業している。そして銀行監督体制において、フランス銀行と経済・財政省は密接な関係を持つようになっている。すなわち、フランス銀行総裁またはその代理はCBおよびCECEIの委員長で且つCRBFのメンバーであり、他方、経済・財政大臣またはその代理はCRBFの委員長であり、国庫局長またはその代理がCBおよびCECEIのメンバーである。3つの委員会は相互に独立であり、また政府からも独立であるが、金融システムの健全性維持に関し共同責任を持つ。そのための経常的な触媒はフランス銀行である。各委員会の会議の準備はフランス銀行の職員によって行われ、さらに情報等データベースの多くはフランス銀行が委員会に提供する。したがって、3委員会の事務スタッフに関してはフランス銀行が恒常的に責任を持つ。銀行の実地検査や種々の制裁の実施は事務局が行なうが、銀行救済の判断自体は「銀行委員会」が行ない、銀行委員会は銀行の自己資本増強のための資本供給や預金者・債権者保護のための資金提供を他の銀行に求める等の決定をする。このように銀行委員会とフランス銀行は密接な関係を持っていることからみて、フランス銀行は銀行監督に対して重要な影響力を持っているといえよう。この意味で、フランスの銀行監督機構は独立の機関を持つとは言え、折衷型といえよう。

[3] イギリス⁷⁾

労働党新政権は1998年4月成立の「新イングランド法」において、「金融政策委員会」の設置を中心に「イングランド銀行」の金融政策運営の独立性を高めたが、同時に金融監督機

7) E. Roll, (1993).. Roger, P., (1997), (1998)

構についても抜本的改革を行なった。従来、銀行監督はイングランド銀行、証券会社は「証券・投資委員会」(Security and Investment Board: SIB)、また保険会社、建築組合等はそれぞれ異なった監督機関が担当していた。1998年6月1日実施の新しい法律では、SIBを拡張して、幾つかの異なった監督機関をそこに統合し、1つの統合的な金融監督当局として「金融サービス機構」(Financial Service Authority: FSA)を設立した(FSA(1998))。

FSA理事会のメンバーは14名であり、金融界だけでなく各種産業および消費者協会の代表も加わっている。議長はイングランド銀行理事会のメンバーでもあり、他方、イングランド銀行理事会の副総裁がFSAのメンバーになっている。これはFSAとイングランド銀行はそれぞれの関心事について相互に認識することが必要とみなされているからである。銀行監督規制の法制的責任は大蔵省にあるが、大蔵省の代表はFSAのメンバーに入っていない。イングランド銀行は銀行システム全体、殊に決済システムの安定性に責任を持つとみなされており、自身のイニシャティブで新たな内部委員会「金融安定化委員会」(Financial Stability Committee)を設置した。メンバーは総裁および2名の副総裁を含む8名である。しかし新制度では、営業の認可、健全経営規制の実施、問題発生時における処理(例えば、問題銀行への第3者による資本投入等)を含む銀行監督の実質的責任はFSAにある。なお、大蔵省、イングランド銀行およびFSAの3者間の覚え書きによれば、3者間の情報交換を密にするために、それぞれの代表で構成する「常置委員会」を設置することになっている。

イングランド銀行サイドでは、銀行は依然として決済システムの中核であり、銀行の破綻は広範囲の経済に深刻な影響を与える怖れがあるので、銀行と制度的に密接に関連している中央銀行の役割が重要であるとする観点から、イングランド銀行から銀行監督機能を分離することには必ずしも賛成ではなかったと思われる⁸⁾。結局、今回のかなりドラスティックな改革は、新蔵相D.ブラウンの決断によるものといえよう。

[4] 日 本

周知のように我が国は、1998年6月「金融監督庁」が総理府の外局として成立し、それまで大蔵省が有していた金融監督機能がそこに移された。金融監督庁はほとんどの金融機関および金融業者さらに証券取引所、証券業協会などの検査・監督に当たる機関であり、金融監督庁長官は事務次官相当のポストである。それと共に、これまで金融監督の役割を担っていた大蔵省の銀行局と証券局は廃止され、金融制度の企画・立案を担当する「金融企画局」が大蔵省内に設置された(<図表3>、<図表4>参照)。但し、地方の検査・監督は大蔵省財務局が担当し、金融監督庁が財務局長に委任する形を取るようになった。

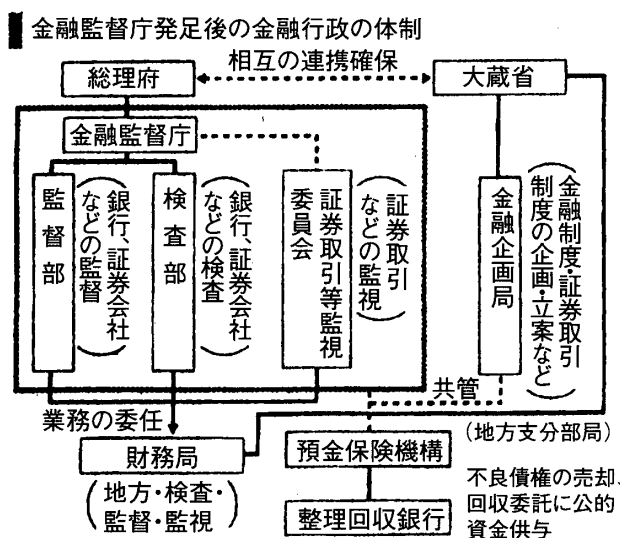
さらに、1998年12月に「金融再生委員会」(2001年3月末までの時限措置)が発足するこ

8) たとえば、Deputy Governor (1997) 参照。

とになった。委員長は国務大臣を当てることになっており、委員（4名）は両議院の同意を得て総理大臣が任命する。この委員会の担当事務は、金融機関の破綻処理に関する事務、金融破綻処理制度ない金融危機管理に関する企画立案である。但し、後者の事務と預金保険機構の監督に関する事務は、大蔵省との共管とされている。金融監督庁はこの委員会内に置かれ、この委員会の担当する事務以外の事務を担当する（図表4参照）。

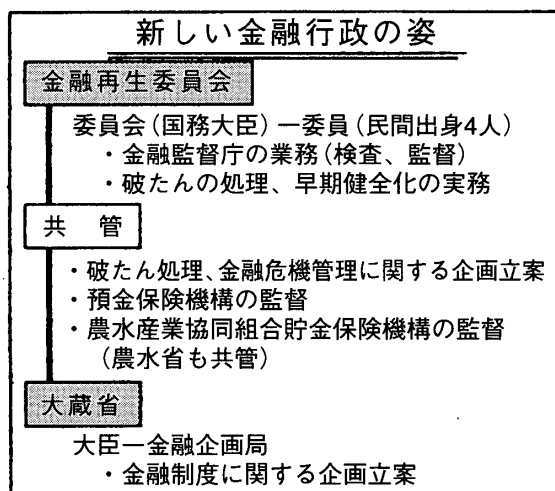
今回、わが国の金融監督機構はドラスティックに改革され、独立の金融監督機関が設置された。しかし上記のように、制度的には政府・大蔵省寄りであるといえよう。もっとも、従

<図表3>



(出所：「日本経済新聞」1998年6月20日)

<図表4>



(出所：「日本経済新聞」1998年10月17日)

来行われていた日本銀行の銀行考査は、1997年6月の「日銀法」改正によって制度的に以前よりも明確に確立されている。したがって、銀行検査に関して金融監督庁・財務局と日銀の相互補完、相互チェックの枠組みは備わったといえよう。

[5] ドイツ⁹⁾

銀行監督の中央機関として1961年「連邦銀行監督局」(Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen)がベルリンに設立された。連邦銀行監督局は名目的には連邦大蔵大臣の管轄下にあるが、「銀行法」によって独立の権限が与えられている。その権限は銀行業の許可・取り消し、規定等の設定、検査・報告書提出の要請、営業の制限・停止指令、さらに経営者の交代要求・清算命令に及ぶ。

特徴的な点は、連邦銀行監督局は主要な銀行検査を銀行自身が選ぶ会計監査人・会計事務所に依存していることである。彼らは銀行の経営・財務状況の悪化等を見つければ、直ちに連邦銀行監督局に報告しなければならないことになっている。つまり彼らは連邦銀行監督局の重要な補助者の役割を担っている。連邦銀行監督局は不適任な会計検査人を拒否することも出来る。

ドイツでは比較的早くから銀行監督当局が中央銀行から分離されたが、それは、中央銀行の主要な目的は物価安定の達成と維持にあり、銀行システムの安定を重視する銀行監督の責任上考慮しなければならない事柄は中央銀行の主要目的と矛盾し、その目的への専念を阻害するとみなされているからである。しかし連邦銀行監督局と中央銀行(ブンデスバンク)との間の協力は重視されている。例えば、ブンデスバンクは多くの支店から得られる地方の情報や中央銀行の機能から得られる情報(決済システム関係等の情報)を連邦銀行監督局に提供したり、コメントしたりする。他方、連邦銀行監督局は金融政策に関わる規則を制定するに際して、ブンデスバンクと協議し、同意を要することになっている。ここにも中央銀行の金融政策運営を最重要視するドイツの理念が示されているといえよう。

[5] アメリカ

アメリカの銀行監督機構は世界各国の中で非常にユニークな存在である。その特徴は監督機関が相対的に多く且つ監督規制の重複が多いという点である<図表5参照>。その1つの理由は監督権限が連邦と州の二重システムになっていることである。これは銀行の創設はまず州の認可が先にあり、全国ベースの連邦認可銀行はずっと後になってからであったという歴史に起因する。このような監督規制の重複はチェック・アンド・バランスのメリットがあると言われているが、近年アメリカ国内でも財務省などから、単純化すべきという主張が出

9) Becker, J., (1998). Pozdena, R. J., and V. Alexander, (1996).

<図表 5> 銀行組織に対する連邦監視規則

対 象	規制監督機関
銀行持株会社 (bank holding companies)	連邦準備 (FR)
国法銀行 (national banks)	財務省通貨監督局 (OCC)
州法銀行 (state banks) 加 盟 (members) 非加盟 (non-members)	連邦準備 連邦預金保険公社 (FDIC)
協同組合銀行 (cooperative banks)	連邦預金保険公社／連邦準備
勤労者銀行 ¹⁾ (industrial banks)	連邦預金保険公社
第20条系列会社 (section 20 affiliates)	証券取引委員会 (SEC)／連邦準備
貯蓄金融機関持株会社 (thrift holding companies)	財務省貯蓄金融機関監督局 (OTS)
貯蓄銀行 (savings banks)	財務省貯蓄金融機関監督局 連邦預金保険公社／連邦準備
貯蓄貸付組合 (savings and loan associations)	財務省貯蓄金融機関監督局
エッジ法人とアグリーメント法人 (Edge act and agreement corporations: 国際金融專業子会社)	連邦準備
外国銀行 ²⁾ (foreign banks) 支店および代理店 ³⁾ (branches and agencies) 州法免許 (state licensed) 国法免許 (federally licensed) 駐在員事務所 (representative offices)	連邦準備／連邦預金保険公社 財務省通貨監督局／ 連邦準備／連邦預金保険公社 連邦準備

(注) 1) 非保険産業銀行は、州政府の監督下。

2) アメリカ国内における直接取引に適用、外国銀行は、アメリカの銀行機関を所有することにより、アメリカ国内で間接的な営業をすることも可能である。

3) 預金保険公社は保険加入の支店に対して責任を負う。

(出所：三木谷 (1998) 184ページ)

ている¹⁰⁾。財務省の提案 (1993年11月) の概要は次のようなものである。FR, OCC および FDIC の監督・規制機能を新しい独立の連邦監督機関に統合し、その機関は5名より成る委員会によって運営され、5名のメンバーは財務省およびFRが各1名を選任、他の3名は大統領の任命・上院の承認による。そしてFDICは引き続き銀行預金保険機能を保持する。

[6] 結 び

銀行監督機構について、現在は、理論的にも制度的にも普遍的なフレームワークは存在しないようである。各国それぞれの金融制度・金融構造との関連性を考慮することが重要と思

10) Hadjimichalakis, M. G. and K. G. Hadjimichalakis (1995), pp. 362-364.

われる。いずれにしても、銀行監督機能が効果的に働くためには、政治的圧力からの独立性維持、金融政策機能との調整、有能なスタッフ・適切な予算が不可欠である。

今日、金融業のグローバル化の進展、デリバティブを中心とする多様な金融取引の増大に伴って金融リスクは非常に高まっている。したがって、国内はもとより国際的な銀行監督機構の整備が緊要となっている。すでにこれらについて種々の議論がなされている。またヨーロッパ中央銀行が1999年に発足する。フランスはすでにこれを視野に入れて銀行監督機構の改革を行ってきたとみられるが、他のEU加盟国およびその周辺諸国も今後、銀行監督機構の改革に乗り出す可能性が大きい。これらの研究は、今後の課題としたい。

参 考 文 献

- Banque de France, (1998), "The Organization of Financial Activities in France", <http://www.bnque-france.fr/us/finance/role-cb/index.htm>.
- Becker, J., (1998), "Banking Supervision: Who is Doing What ?", ed. S. F. Frowen and R. Pringle, *Inside the Bundesbank*.
- Center for an Independent Panel Chaired by Eric Roll, (1993), *Independent and Accountable: A New Mandate for the Bank of England*.
- Deputy Governor, The Bank of England, (1997), "Financial Regulation Why, How and By Whom?", *Bank of England Quarterly Bulletin*, February.
- Devoluy, M., (1994), *Monnaie et Problèmes Financiers*.
- Duquesne, P., (1997), "The Supervisory Role of Central Bank", ed. Enoch, C. and J. H. Green, *Banking Soundness and Monetary Policy*.
- FSA, (1998), "The Financial Service Authority", <http://www.fsa.gov.uk/>
- Gardener, E. P. M., (1992), "Banking Supervision", ed. P. Newman, M. Milgate, J. Eatwell, *The New Palgrave Dictionary of Money and Finance*.
- Goodhart, C. and D. Schoemaker, (1993), "Institutional Separation Between Supervisory and Monetary Agencies", C. Goodhart, *The Central Bank and the Financial System*, 1995.
- Guitan, M., (1997), "Banking Soundness: The Other Dimension of Monetary Policy", ed. Enoch, C. and J. H. Green, *Banking Soundness and Monetary Policy*.
- Hadjimichalakis, M. G. and K. G. Hadjimichalakis, (1995), *Contemporary Money, Banking, and Financial Markets Theory and Practice*.
- Litan, R. E., (1997), "Institutions and Policies for Maintaining Financial Stability", The Federal Reserve Bank of Kansas City, *Maintaining Financial Stability in a Global Economy*.
- Pozdena R. J. and V. Alexander, (1996), "Bank Structure in West Germany", ed. G. G. Kaufman, *Banking Structure in Major Countries*.
- Rogers, P., (1997), "Changes at The Bank of England", *Bank of England Quarterly Bulletin*, August.
- Rogers, P., (1998), "The Bank of England Act", *Bank of England Quarterly Bulletin*, May.
- Sousi-Roubi, B., (1997), *Banque et Bourse*, 4 edition.
- Tuya J. and L. Zamalloa, (1994), "Issues on Placing Supervision in the Central Bank", ed. J. T. Balino and C. Cottarelli, *Framework for Monetary Stability; Policy Issues and Country Experiences*.
- 三木谷良一, (1997), 「中央銀行と銀行監督」, (金融学会『金融経済研究』1977年11月)
- 三木谷良一, (1998), 「アメリカ連邦準備制度」, (三木谷良一・石垣健一編著, 『中央銀行の独立性』.)